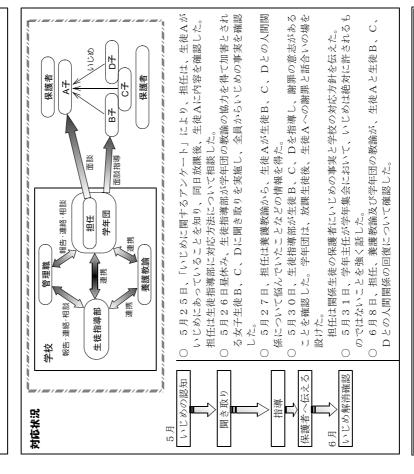
いじめを速やかに解消した事例8(高等学校第1学年女子)

~全教職員による組織的な対応~

担任が当該女子生徒Aとクラスの友人等への聞き取りを行い、生徒指導部が中心となって対応 策を検討した。内容は、クラスの3人の女子生徒による冷やかし、からかい、悪口や嫌なこと 5月25日、記名式による「いじめに関するアンケート」にいじめの記載があった。すぐに を言われることなどに加え、脅しめいたことを言われることであった。 0



いじめの問題を速やかに解消するためのポイン

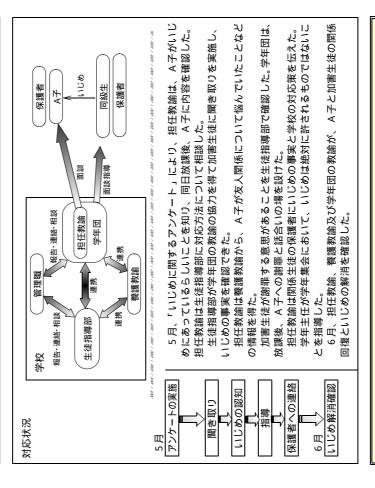
- ・学級担任が一人で抱え込むことなく、全教職員が情報を共有し役割分担を明確にしながら、 組織的に対応する。
- ・生徒指導部が中心となり、速やかな指導計画を作成し対応する。・保護者から情報を得るとともに、対応方針を速やかに伝え、学校との信頼関係をしっかりと
 - ・担任と学年団、養護教諭との、日ごろの情報交換を大切にし、連携した指導を心がける。 쌞
 - ・「いじめに関するアンケート」を効果的に利用できるよう年間の指導計画に位置付ける。

いじめを速やかに解消した事例10(高等学校第1学年女子

全教職員による組織的な対応

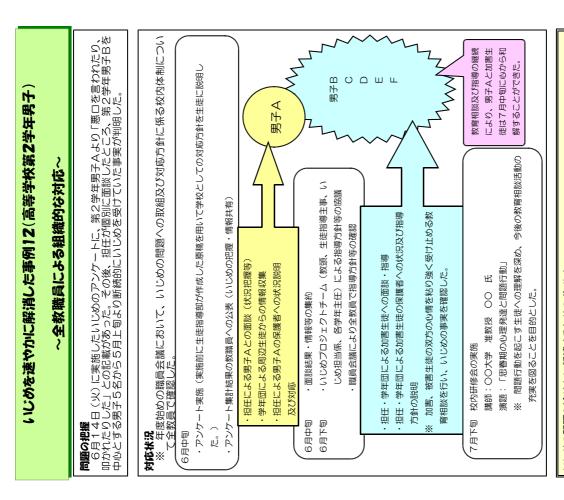
問題の把握

数論が直ちに本人とクラスの友人等への聞き取りを行い、いじめの事実を確認し、生徒指導部が からかい、悪 担任教諭の速 5月、記名式による「いじめに関するアンケート」によりいじめが疑われる記載あった。担任 中心となって対応策を検討した。内容は、同じクラスの女子生徒による冷やかし、 口や嫌なことを言われることなどに加え、脅しめいたことを言われることである。 やかな対応と教職員の組織的な連携により、事態は速やかに解消へと向かった。



いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・学級担任が一人で抱え込むことなく、全教職員が情報を共有し役割分担を明確にしながら、組 織的に対応すること。
- ・生徒指導部が中心となり、速やかな指導計画の作成により対応すること。
- ・保護者からの情報提供を得るとともに、対応方針を速やかに伝え、学校との信頼関係をしっか こと継へにと。
 - ・担任教諭や学年団は養護教諭との日常的な情報交換を大切にすること。
- ・「いじめに関するアンケート」を効果的に利用できるよう年間の指導計画に位置付けること。



いじめの問題を速やかに解消するためのポイン

- ・年度当初に、学校としてのいじめの対応方針(文書)を生徒・保護者に説明し、理解を得る。・全教職員が「いじめがないことはない」という心構えで、生徒観察・校内巡視等に当たり、生徒のサインを見逃さないようにする。 ・全教職員が常に情報を共有するとともに、一致した指導方針の下、組織的に対応する。 ・望ましい人間関係づくりのため、継続的なきめ細かい教育相談に努める。

いじめを速やかに解消した事例15(高等学校第2学年女子) 全数職員による組織的な対応、

11月に実施した「いじめの把握のためのアンケート」において、「いじめられている」との訴えがあり、学校は当該女子生徒に事実確認をしたところ、同じクラスの女子生徒5名から、「冷やかしやからかい」、「悪口を言われる」、「故意に笑われる」などのいじめを受けているこのことであった。

問題の把握

Ð.

出海なが高 ・学校がいじめを認知したこと、いじめの原因や内容 及び学校の指導方針等の説明(生徒及び保護者) ・学校の指導分析の協力核構(保護者) ・学校の指導が上の協力を構(保護者) ・日かがした合為はいじめであること、「いじめは人 聞として絶対に許されない」ということを指導(生 年度始めの職員会議において、次のことを確認した。 (リアントト調査や教育相談などを行い、いじめの実態の把握に努める。 ②生徒会活動や用 R活動等を活用して積極的な生徒間の仲間づくりの取組を行う ③いじめの認知及びその対応に係る校内体制を強化する。 保護者 允 Ŋ :教頭及び生徒指導主事 :担任、学年主任 :担任及び学年団、学年主任、 生徒指導部 :担任及び学年主任 《加害》 同じクラスの女子生徒 当該生徒に対し、アンケートの記載内容に基づく事実を確認 加害と思われる生徒の面談を行い、いじめの事実を確認 、担任及び学年団による情報の整理 ・生徒指導部が、被害生徒に対するケア及び加害生徒への指導に関する計画を作成・全教職員へのいじめの事実の説明及び指導計画の周知 標果 統 被害生徒への対応: 加害生徒への対応: 計 保護者への対応: いじめの認知 **対応状況**【いじめの状況及び問題解決に向けた校内体制】 いじめの疑い 教育相談《学校》 ೭ ೪ ೬ 被害牛徒及び保護者に対する対応 連携 《被害》 当該女子生徒 担任及び学年団が、当 担任及び学年団が、加 教頭、生徒指導部長、 カウンセリング スクールカウンセラ 保護者 校内体制 指導計画 作成・情 報共有 事実確認

- ・学校がいじめを認知したこと、いじめの原因や 内容及び学校の指導方針等の説明(生徒及び保 題者) 学校の指導方針への協力依頼(保護者) ・スクールカウンセラーによる教育相談の実施
- 徒) ・定期的な教育相談の実施(生徒) ・定期的な家庭訪問による対応状況の説明(保護者)

いにおの解消

教育相談においては、自己理解を促し、目標を **被害生徒**:毎日登校し、明るく生活<u>している。</u>教育相談では、進路に関する話題が中心となり、 落ち着いている。 加害生徒:落ち着いた学校生活を送っている。

66 現生状在徒況

- いじめの問題を速かかに解消するためのポイント・いじめを把握するためのアンケート等を定期的に実施する。 ・いじめを把握するためのアンケート等を定期的に実施する。 ・いじめの疑いがあった場合には、その日のうちに事実確認をするなど迅速に対応する。 ・速やかに情報を整理するとともに、保護者に事実を説明し、学校の指導への協力を要請する。

いじめを速やかに解消した事例12(高等学校第2学年女子

全教職員による組織的な対応

題の把握

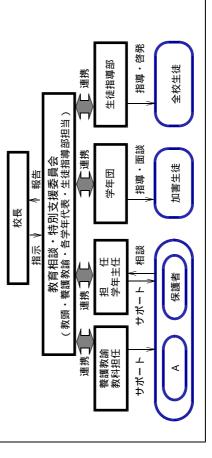
肥

女子生徒Aは、5月の連休明けから病欠が続いた。クラス内で他の生徒から冷やかしやからかいのいじめを受けていることをAの保護者が担任に訴えたことにより、いじめの事実が発覚した。担任がAに確認したところ、いじめは2学年に進級し、友人関係が変化した頃から始まっていた。

・ 校長は当該事例について、全教職員の共通理解の下、組織的に対応することを指示学年主任及び担任は、A 宅へ家庭訪問。A 及び保護者に対し、学校の指導方針について説明し、協力を要請務力を要請教育相談・特別支援委員会は、Aの支援プランを作成するとともに、加害生徒への対応策を検討 {5月中旬} 【認知直後・5月11日】 对応状況

Aの心理的不安を解消 学年主任及び担任は加害生徒の保護者に指導の経過を

は保健室登校を開始。養護教諭を中心に心理的不安の解消を図るとともに、教科担任が学習 担任はAに対し、保健室登校を提案し、Aの心理的不安を解消 2 学年団は加害生徒に対し、面談指導。学年主任及び担任は加害生徒の6 説明し、協力を要請 生徒指導部長は全校集会において、いじめは絶対に許されないことを指導 【5月下旬 A A はやサポー

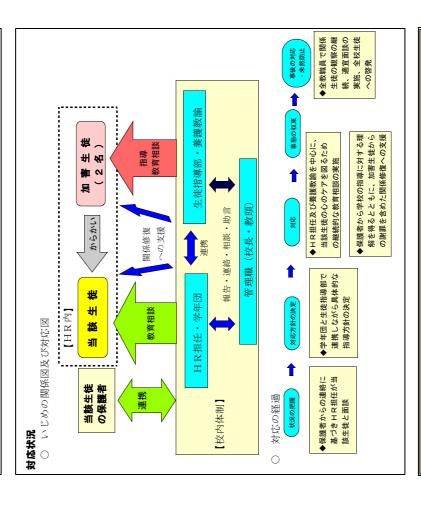


- いじめの問題を速やかに解消するためのポイント ・管理職のリーダーシップのもと、全教職員が速やかに情報を共有し、いじめの解消に向けた取 組を組織的に進めること。 ・被害生徒及び保護者の心情に配慮した対応を心がけること。 ・加害生徒に対し、いじめを繰り返すことがないよう継続した指導を行うとともに、全校生徒に 対し、「いじめは絶対に許されない」という規範意識を醸成すること。

いじめを速やかに解消した事例14(高等学校第2学年女子) ~全教職員による組織的な対応、

問題の把握

対し、HR担任が面談したところ、同じHRの女子生徒2名から、からかいを受けているという 当該生徒(学校内でいじめを受けているとHR担任に連絡があった。 当該生徒の保護者から、 いじめの事実を確認した



いじめの問題を速やかに解消するためのポイン

し、速やかに対応すること。

・HR担任だけに任せることなく、管理職をはじめ学年団や生徒指導部等が連携し、

情報を共有

- ・保護者ときめ細かく情報交換を行うなど連携し、適切な対応を図ること。
- ・普段からHR内の人間関係を把握するとともに、いじめを許容しない雰囲気づくりを行うこ

いじめを速やかに解消した事例15(高等学校2学年女子

全教職員による組織的な対応

問題の把握

があり、当該生徒本人に確認したところ、悪口を言われたり、ネット上で誹謗中傷の書き込みを HR担任に相談 当該生徒の保護者から、「子どもが級友からいじめられているようだ。」と、 受けたりしていることが発覚し、いじめの事実を認知した。

加害生徒の保護者 連携 生徒指導部 指導 加害生徒 点 请 連携 担任・学年・教科担任 書き込み 被害生徒 定期相談 連携 支援 養護教諭 保護者 連携 对形状光

【校内における連携体制】

主に生徒指導部が中心となって、全生徒に対してプログへの書き込みなどのネットモラルに係 全職員で、被害生徒に係る情報の共有と、今後の具体的な対応策について確認した。 いじめの事実確認後は、生徒指導部が中心に対応策について検討した。

保護者への対応】

る指導を継続的に実施した。

被害生徒の保護者に対して、いじめに対する学校の対応等について説明し、理解を得た。 加害生徒の保護者に対して、いじめの内容及び学校の対応方針を伝え、理解を得た。

被害生徒への対応】

当初から被害生徒の相談に乗り、精神的に支えた。 養護教諭を中心に、いじめ解消後も定期的に面談を実施した。 担任と養護教諭が連携し、

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・保護者と連携し、被害生徒と加害生徒の両者に対して適切な対応を図ること。
- ・担任及び教科担任がHR内の人間関係を普段から把握するとともに、当該学年から全職員に周 知して情報の共有化を図ること。
- ・指導の中心となる学年や養護教諭、生徒指導部等がそれぞれの役割を明確にした組織的な指導 体制を構築すること。

認知したいじめを速やかに解消した事例11(高等学校第2学年女子) ~全教職員による組織的な対応~

問題の把握 4月上旬、学級担任が行う年度当初の個人面談の際、当該生徒から、「去年の学校祭の準備期 間から友人関係のもつれがあり、同じクラスの生徒2名から、『きもい』・『うざい』 など、傷つ くような嫌なことを言われる。」との申し出があり、いじめを受けている事実を認知した。

対<u>広状況</u> 年度初めの体制

具体的な対応内容と対応者

- の対応方針や、「学年・生徒指導部・養護教諭等が連携していじめの未然 讖:「いじめは許さない」・「小さなサインも見逃さない」等、いじめの問題へ 41 皿 職
 - 防止・早期発見に努める」という校内体制について全教職員で確認
- PTA総会:「いじめへの基本的な対処」・「いじめアンケートの実施」など、学校の対 応方針等の説明、家庭や地域からの情報提供の依頼

0

0

- いじめの事実の有無の確認
- ①事実確認:加害生徒に対して実際に行った行為を確認
- ②情報収集:周辺生徒から具体的ないじめの内容や頻度を確認
 - 被害生徒への対応
- ②心のケア:日常的なカウンセリングによる状況の把握とケア 頻度等について把握 談:具体的ないじめの内容、

養護教諭

開開

- 被害生徒の保護者への対応
- ①家庭訪問:保護者にいじめの事実を把握したことを報告(即日)
 - ②要望把握:学校の対応についての要望を把握 「子どもの不安を取り除
- 携:指導内容や改善状況を毎日電話で報告、定期的な家庭訪問 <u>剰</u>
 - 加害生徒への対応
- 導:いじめは人権を侵す行為であることについて説諭 ②家庭連絡:いじめの事実を報告し、指導への協力を要請

教頭 担任 学年

HR全体への指導内容

- いじめの傍観は、いじめる行為と同様 に許されないこと
- に許されないこと ・いじめを教師や保護者に伝えることは ・いじめを、ユ・ェ・・
- 行為であること oSれている生徒を仲間として支援 とが必要であること

全教職員に関わる対応

- ・全教職員に対していじめの状況や対応状況について逐次周知 いじめはどこの学校でもどの子どもにも起こり得 みというとについて改めて確認 生徒の発するいちなサインを見述さず、教職員間 で情報共有することについて改めて確認

いじめの解消 ・当該生徒及び保護者と面談の結果、いじめは6月10日に解消したことを確認

- 任徒
- いじめの問題を速やかに解消するためのポイント ・年度当初に、学校としての対応方針や校内体制について教職員間で確認するとともに、生後 及び保護者に説明し、理解を得ておくこと。 ・全教職員が情報を共有するととは、統一した指導方針の下、組織的に速やかに対応すること。 ・保護者の意向を尊重して対応するとともに、対応状況を逐次報告して不安を抱かせないこと。 ・改善状況の把握のため、全教職員で生徒観察・校内巡視等に努め、生徒のサインを見逃さないこと。

認知したいじめを速やかに解消した事例16 (高等学校第3年生女子)

全教職員による組織的な対応

題の把握 当該生徒及び保護者からホームルーム担任に「級友からいじめられている」との訴えがあった。 :ームルーム担任が当該生徒及び加害生徒に事実確認したところ、友人同士の言い争いがエスカ :ートし、加害生徒から当該生徒への暴力行為、暴言及び誹謗中傷が確認された。 ・ートし、加害生徒から当該生徒への暴力行為、暴言及び誹謗中傷が確認された。

加害生徒 の保護者 護教諭・生徒指導部) 指導·助言 指導 加害生徒 「教育相談委員会 ム担任・学年団・養 再発防止 当該生徒 74 盐碳 (当該ホー 支援 支援・ 当該生徒 の保護者 **对码状**别

学校に復帰し「教育相談委員会」の支援を受けつつ、就職試験が内定 その後、当該生徒は、 無事卒業した。 *

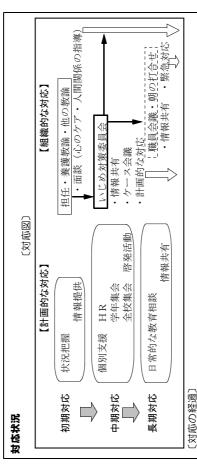
- いじめの問題を強やかに解消するためのポイント・当該生徒を絶対に守る」と・当該生徒の「安全確保」が第一目標となる。教職員や保護者が、「当該生徒を絶対に守る」という毅然とした姿勢を見せること。 ・ 保護者に事実を伝え、連携を深めることにより、当該生徒及び加害生徒の実態に応じた適切ないないるのること。 ・ 保護者に事実を伝え、連携を深めることにより、当該生徒及び加害生徒の実態に応じた適切ないないを図ること。 ・ 教職員は、日ごろからホームルーム内の人間関係の把握に努めるとともに、得られた情報の共有化と役割分担を明確化した指導体制を構築すること。 ・ 本事案を踏まえ、年度当初に学校としてのいじめの対応方針や校内体制について検証し、未然防止の観点から生徒及び保護者に説明し、指導方法の理解を得ておくこと。

認知したいじめを速やかに解消した事例13 (高等学校第2学年男子)

~校内体制の充実による計画的な対応

問題の把握

5月に当該生徒から担任に対して、同学年の男子生徒からいじめられているとの訴えがあった。 担任や他の教職員が当該生徒及び周囲の生徒から状況を聞いたところ、冷やかしや悪口を言われる等のいじめがあったことを確認したため、校内体制の充実を図り、いじめの解消と再発防止に向け、組織的・計画的な取組を進めた。



- 周囲の生徒から状況を聞き、いじめの事実を確
- (いじめ対策委員

- ・ガース会議等において、当該生徒の状況について教職員全体で情報共有するとともに、当該 生徒への支援や周囲の生徒への指導の方針について確認した。 ・担任や養護教諭が中心となって継続的に面談し、当該生徒との信頼関係を構築しながら心の ケアに努めるとともに、周囲の生徒と上手にコミュニケーションを図るためのスキルや心構 た等について増進した。 ・担任、部活動顧問、養護教諭等が連携しながら、加害生徒に対して、いじめの行為の重大性 について気付かせ、反省を促す指導を継続的に行った。 ・周囲の生徒に対し、当該生徒はもとより全員が安心できる居場所づくりに努めるよう促した。 ・ホームルームや学年集会において、学校として「いじめは絶対に許さない」ことや<u>他者との</u>

- 望ましいコミュニケーションの在り方について継続的に指導した。
 ○長期対応
 ・当該生徒及び加害生徒との面談や観察等により、10月末には当該生徒のいじめに対する不安が見られず、関係生徒の人間関係が改善し、いじめは解消したと判断することができた。
 ・当該生徒と随時面談を行うなど、日常的に見守り、教職員全体で情報を共有する体制を継続

- 員が、児童生徒への支援や周囲の指導の方針等について情報を
- 児童生徒の規範意 いじめの問題を速やかに解消するためのポイント・いじめの問題に対し、全教職員が、児童生徒への支援や周囲の指導の方針等について情報・いじめの問題に対し、全教職員が、児童生徒への支援や周囲の指導の方針に対している情報・教育相談体制の方実に加え、児童生徒が孤立しないよう周囲の児童生徒に協力を求めるなり児童生徒の居場所づくりを学校全体として行うこと。「いじめは絶対に許さない」という学校の姿勢を日頃から示すなどして、児童生徒の規範・議を高め、いじめをしない、させない、許さない集団づくりを行うこと。